

委員質問・意見等

第125回定例会（11月6日）受付分

- 東京電力 ・ 規制委員会 に対する 質問

別紙 1 のとおり

第125回定例会後（11月7日）受付分

- 東京電力 に対する 質問

別紙 2 のとおり

- 東京電力 に対する 質問

別紙 3 のとおり

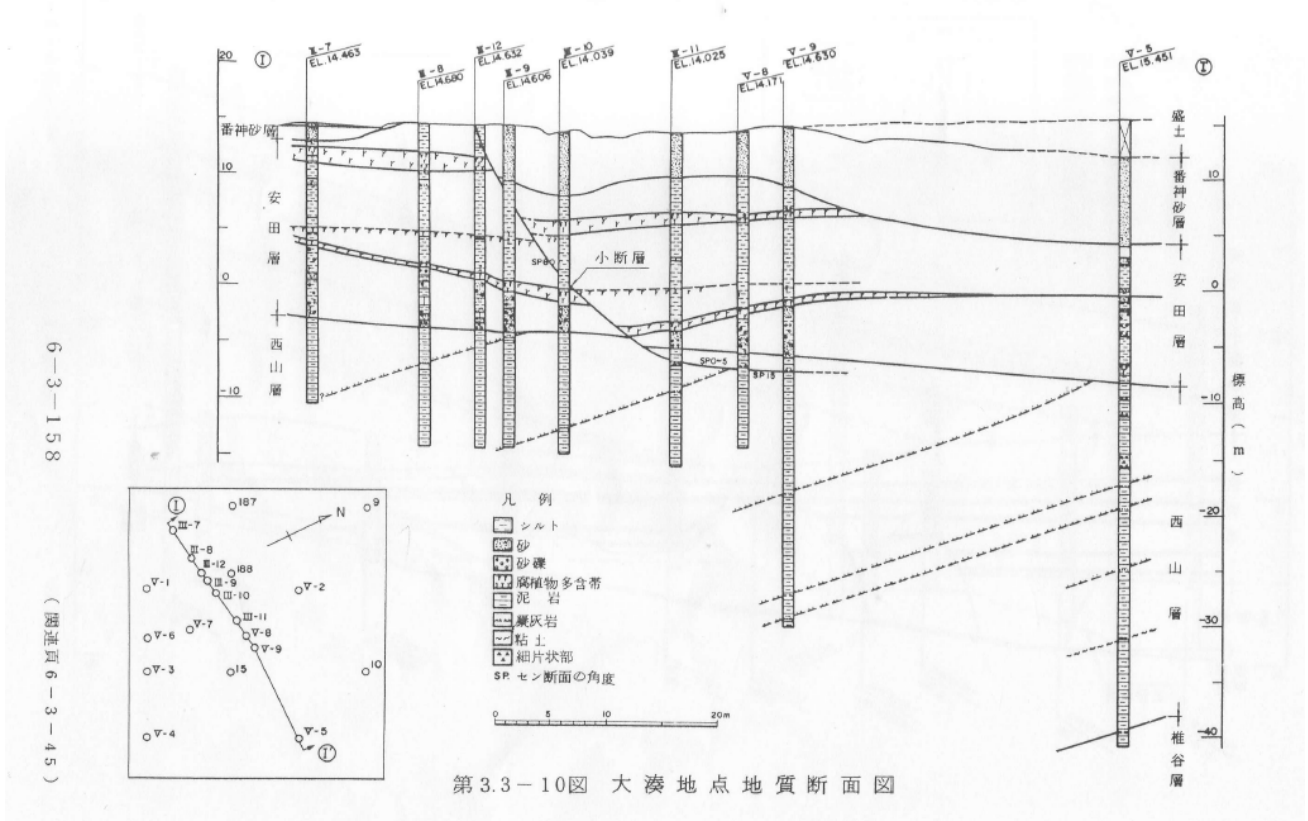
最近の出来事に関して（東電の申請内容と規制委の審査経緯）に対する質問

1. 原子力規制委員会は、本年6月、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準や実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド等を決定した。

それらの中には、『将来活動する可能性のある断層等』には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。』と明記されている。

2. 柏崎刈羽原発の敷地内及び敷地周辺には、基盤の西山層や椎谷層とともに、安田層、番神砂層を貫く変位が確認されている。寺尾断層や敷地内の多数の断層である。例として過去の設置許可申請に添付された、大湊地点の基盤の西山層とともに安田層・番神砂層を切る断層を付す。

従前、東京電力は施設直下の断層は基準年代（5万年前）より古いので検討不要、砂丘を切る断層は新しいが地すべり故に検討不要としてきた。規制の虜になった国も東電の主張を迫認してきた。



第3.3-10図 大湊地点地質断面図

3. 2013. 9. 27 東京電力は、原子力規制委員会宛に、柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号原子炉施設の変更）を提出した。

この中で、別添4、添付書類六、変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書の3 地盤の中に 敷地の地質・地質構造 がある。

敷地の地質・地質構造の記載は、6-3-114～121 までの8頁のみしか見当たらず、基盤の西山層とともに安田層や番神砂層を切る断層（東電は地すべりだと説明）の記載が見当たらない。

よって、以下事項を東電と規制庁に質問する。

■東電に対して

- ① 2013.9.27の柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号原子炉施設の変更)に敷地内や敷地周辺の断層(大湊地点や寺尾断層等)の記載はあるのか。あるならその場所(頁)を示されたい。
- ② 記載がないなら、記載を不要とした理由は何か明らかにされたい。
- ③ 規制委が策定した発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準や実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド等には、敷地内の変位(断層や地すべり)を調査することを明記しているのではないのか。東京電力の認識を問う。

■規制委員会・規制庁に関して

規制委員会は9.27の東電の申請を受けて、10.11,10.15,10.16,10.17,10.21と矢継ぎ早に事業者ヒアリングを行っている。こうした中で10.23の第28回原子力規制委員会では、福島第一原発で続発する漏水事件等で東京電力の原発管理能力が議論され、柏崎刈羽のリソース(資金や人的資源などの総称)を福島第一に移行してでも福島対策を行なうよう議論されている。そのことが柏崎審査を中断する旨の報道となったと理解する。柏崎刈羽の地元住民は、福島第一の推移を心配しながら、柏崎の審査がどうなるのかを、関心を持って見守っている。

規制委員会・規制庁に関して以下事項を問う。

- ① 申請後の経緯を説明されたい。
- ② 東電の対する質問に関する事項だが、敷地内や敷地周辺の新しい変位(東電が過去に地すべりと主張している諸事実)に対する申請内容は不十分でないのか。この問題は今後どのように審査されるのか。

以上



参考 (添付不要?)

■ 規制委の柏崎刈羽の検討状況



<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shinsa/kk67.html>

被規制者等との面談概要・資料



平成 25 年 10 月 21 日

件名	柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (4)
被規制者	東京電力 (株)
議事要旨	議事要旨【PDF: 85KB】  資料【PDF: 2.2MB】 




平成 25 年 10 月 17 日

件名	柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (3)
被規制者	東京電力 (株)
議事要旨	議事要旨【PDF: 61KB】  資料【PDF: 432KB】 


平成 25 年 10 月 16 日

件名	柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (2)
被規制者	東京電力 (株)
議事要旨	議事要旨【PDF: 123KB】  資料【PDF: 1.3MB】 

平成 25 年 10 月 15 日

件名	柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (1)
被規制者	東京電力 (株)
議事要旨	議事要旨【PDF: 107KB】  資料【PDF: 2.5MB】  資料【PDF: 444KB】 

平成 25 年 10 月 11 日

件名	柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機に関する新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換 (1)
被規制者	東京電力 (株)
議事要旨	議事要旨【PDF: 74KB】 

■ 2013.10.23 第 28 回 原子力規制委員会の様子

<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shinsa/kk67.html>

福島第一原発の汚染水問題等に対する東電回答への再質問

東京電力の 2013.11.06 の回答に対して、以下再質問する。

1. 頻発する汚染水漏れ事故に対する再質問

11.06 の地域の会で、汚染水問題の質問に、3.11 直後の放出量に比較して十万分の一程度との回答であった。

質問の意図は、軽微な事故ではなく深刻な事故なのではないのか。東京電力に福島第一原発を管理する気力と能力があるのかを確認するためのものだったが、回答は、核種分析は Cs-134, Cs-137, Sb-125、全β の 4 種のみで、5 桁少ない（10 万分の一程度）で「軽微な事象」を印象づけるものだった。

よって、汚染水漏洩問題に関して再質問する。

8 月 28 日、規制委は 8 月 19 日国際原子力事象評価尺度（INES）レベル 1 としていた汚染水タンクの漏水事故の評価をレベル 3 とした。その後もお粗末な事故（ホース交換間違いや度重なる降雨時の環境放出等）が続発し、東電の汚染水対応の不誠実さ、無能さが明らかになっていると考える。

10 月 2 日、規制庁やエネ庁関係者からの国会議員のヒアリング（市民も参加）で、全ベータ 6.0×10^{13} はセシウムの半分がストロンチウムと見なした場合、広島原爆の放出量の半分（旧保安院の試算では、広島原爆で放出されたストロンチウムの量は約 5.8×10^{13} ）との質問に、原子力規制庁は、タンク水の流出が広島原爆の半分のレベルであることを認めている。

これらの事実から、高濃度汚染水漏洩問題は、極めて重大な事故だと考える。

高濃度汚染水漏れ事故は、東電が、溜まり続ける大量の汚染水を、緊急時とはいえ仮設備で対応し、その恒久対策を放置していたこと、危機認識がないことに、本質的原因があると考ええる。

- ① 港湾部の高濃度汚染水の海洋流出事故は事故当初に発覚していたことを長期間放置した怠慢が招いた事故
- ② タンク 300 トン漏水は日常の監視管理が疎かで長期間発見できなかった事故
- ③ 地形勾配を無視して最高位部タンクに水位計を設置し低位部タンクからの越水漏水は無知識の事故
- ④ 度重なる降雨時の汚染水の環境流出は、降雨～流出とポンプ排水能力のバランスを無視した素人判断事故
- ⑤ ホース取り替え間違いでの漏水と被曝事故

いずれも、東電が管理し、東電と下請作業員が実施した行為で起こった事故であると考え。そして国も黙認・放置してきたために起こったと考える。

再質問事項

1. 核種分析は Cs-134, Cs-137, Sb-125 のみなのか。ならば他核種の評価を不要とした理由は何か。分析した原子番号 55 のセシウムはなじみの核種だが、原子番号 51 のアンチモンは一般的に聞いたことのない核種である。
2. 東京電力は環境への汚染水漏洩は軽微な事象と考えているのか。先の質問で「5 桁少ない」の回答があり、些細なことだと主張しているようなので確認したい。
3. 環境への放出・漏洩は、東電の汚染水減量への意図的行為だとの巷の見方がある。（従前バルブを開運用し、無条件に環境放出していた等の対応から推定する考え方）。環境放出・漏洩は、減量のための意図的行為なのか。
4. 汚染水の環境放出は東電の意図的行為との見解を否定するなら、東電は汚染水を管理する気力があるのか。
5. 東電が、汚染水は環境放出をすべきでないと考えたら、基礎知識の欠けるお粗末の対応を繰り返す原因は何か。東電には汚染水を管理する、能力があるのか。
6. 能力があるなら、なぜ、汚染水の環境放出・漏洩を繰り返すのか。誰もが納得できる回答を求める。
7. これまで、東電の職員採用は基礎的資質に欠ける者の縁故採用が多いとの噂があった。立地地域の有力者の子弟や紹介者を優先採用することへの批判である。また、「目先の利く者から、泥舟から脱出するように、途中退職している、残った者は、社内の住宅借り入れで辞められない者と福島事故と東電の経営実態を理解できない無能の縁故採用者だけだ」との噂を聞く。こうした噂を否定する、東電に汚染水管理の能力があるとの回答を求めたい。

2. フィルターベントに対する再質問

回答は、東電としては、に説明済み、とのものと理解した。

これまで、いかなる事態でも、敷地外に迷惑をかけないことを前提に、発電所は存在していたと理解する。

それが万一の事態（福島事故のような事態）には、「敷地外に迷惑を及ぼすので避難して下さい。屋内待機して下さい」と強いる事態になったと理解する。

そのための対応が、フィルターベントであり、その際の放出放射能の量の想定だと理解する。

よって、以下事項を再質問する。

再質問

1. 上記認識で良いか。認識に誤りがあるなら具体的に指摘されたい。
「いかなる事態でも、周辺に具体的迷惑をかけない」との過去の主張は認めるか。
従前に「万一の際には広範囲に迷惑（強制避難や屋内退避）かける」との説明はあったのか。
2. 従前、地域に説明していた放出放射エネルギーはいくらか。
3. 建設・運転後に「万一の際には広範囲に迷惑かける」との表明は、『後出しじゃんけん』であり、反社会的主張でないのか。
4. 放出放射エネルギーを説明したとの回答だが、建設当初の周辺には迷惑をかけないとの主張を改め、相当量の放出をすると主張する権限が、私企業でしかない東京電力にあるのか。私企業の東京電力が、営利目的のために、先住権（憲法で保障された生活権）を持つ周辺地域や住民に放射能をばらまき、強制排除したり、被曝を強いる権限が何なのかの根拠を示されたい。

3. 2F-3の建屋ひび割れに関する再質問

1. 11.06の回答は、2011.3.11地震で、2F-3の建屋のひび割れは目視の範囲では皆無だったとのことか。
2. 2Fでは、柏崎刈羽のように、建屋のひび割れの、長さや幅を記録していないのか。
3. 2Fで記録していないなら、柏崎刈羽で、2007年の中越沖地震前から、建屋のひび割れの、長さや幅を記録していた理由は何か。柏崎刈羽の建屋ひび割れが特異な現象だったのか

以上

東京電力に対する質問

質問：「発電所周辺の環境放射線モニタリングポストによって、空間放射線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ を超える数値を検出するとき」とは、原子炉がどのような状態で、放出放射エネルギーがどれ程のときかお聞きしたい。

の回答に対して、2点について再質問です。

① 原子炉がどのような状態で について

「 $5 \mu\text{Sv/h}$ の値が検出される状態は明らかに発電所の異常を示しているため」との回答ですが、柏崎刈羽原発でどのような異常事象が起こる時と考えられますか。

② 放出放射エネルギーがどれ程のとき について無回答でしたので

発電所周辺のモニタリングポストで空間放射線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ を超える数値を検出するとき、柏崎刈羽原発からの放出放射エネルギーはどれ程になるのですか。